

ICT教育推進課では、全道の学校におけるICT活用推進に向けて、今年度も引き続き情報発信を行っていきます。本号では、年度当初に学校等に通知した今年度のICT活用に係る方針や令和6年度末に発出した情報セキュリティ対策基準の改定について紹介します。

ICT活用を推進した先に・・・

GIGAスクール構想から6年目を迎え、昨年度から道立学校では全学年で1人1台端末を活用した学習が行われています。

各教科等で活用が進められており、今後はこれまでの端末活用を促進するというフェーズから、端末活用により個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現するフェーズへと軸足を移していくことが求められています。

本号では、道教委が全道の学校におけるICT活用を更に進めるため、道立学校及び市町村教育委員会に対して通知した内容を紹介いたします。

「Next GIGA」とも言われ、小・中学校では端末の更新が進められています。



1. ICTを活用した学習の段階的な導入

	ステップ1 (積極的に活用する)	ステップ2 (効果的に活用する)	ステップ3 (主体的に活用する)
授業での活用 (児童生徒)	・ 検索サイトを活用した調べ学習 ・ キーボード等による文字入力 ・ 文書作成ソフト、プレゼンソフトを活用した資料等の作成 ・ デジタル教材を活用した問題解決 など	・ クラウドを活用した考えの共有 ・ Web会議やチャット機能等を活用した意見交換 ・ 各種ソフトを活用した情報の分析加工 など	・ 探究のプロセス（学習活動の各段階）の様々な場面において、各種ソフト等を目的に応じて選択、活用して問題解決
	「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」 活かせる1人1台端末	教科の学びを深める・ 教科の学びの本質に迫る	教科の学びをつなぐ・社会課題等の 解決や一人一人の夢の実現に活かす

まずはここを目指しましょう！



段階を経なければ活用の効果を感じるのは難しいですが、ステップ1で留まっているのではなく、子どもを主体にした授業改善を行うことで、ステップ2、そして3へと、ステップアップしましょう。

※参考：令和7年（2025年）4月3日付け教ICT第9号「学校におけるICT活用の推進について」別添資料「授業でのICT活用イメージ～全ての学校でステップ2の実現を目指して～」

2. ICTの活用による教育活動の充実

□授業目的公衆送信補償金制度を活用しよう！

本制度は、教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、クラウドにアップロードしたりするなど、授業で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく実施が可能な制度で、**道教委では必要な補償金を支払っていますので、道立学校においては積極的に活用しましょう。**

※参考：令和3年（2021年）3月16日付け教ICT第71号「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」

□研修を活用しよう！積極的に実施しよう！

道教委では、クラウドサービスや生成AIの活用に関する研修など、多くの研修を実施しているほか、研修後にはオンデマンド配信を行うなど、いつでも、どこでも、何度でも研修が受講できるようにしています。研修に参加するだけでなく、配信動画を用いて校内研修を行うなど積極的に活用しましょう！

例年、学校の協力を得て活用状況の調査を実施しています



新しいセキュリティ対策基準の策定

道教委では、新たに情報セキュリティ対策基準の策定を行いました。本号では改めて情報セキュリティに関して注意していただきたいことについてお知らせします。

セキュリティ対策は誰か1人でも意識が欠けてしまえば意味を成しません。



1人1人が自分事として、対策基準に沿って活用しましょう！

1) 外部記録媒体（USBメモリ等）の取扱いについて

公的に支給されたもの以外の外部記録媒体を業務で利用してはいけません。（第38条）

2) 私物端末の利用について

学習系ネットワークへの私物端末等の接続に関しては、原則禁止ですが、必要に応じて情報セキュリティ管理者（学校長）の許可を得た上で利用してください。（第38条）

申請様式については令和7年（2025年）4月15日付け教ICT第52号通知「道立学校における端末及び外部記録媒体の管理等について」を参考としてください。

3) ウイルスに感染した疑いがある場合の対応について

ウイルスに感染した疑いのある画面表示や挙動が確認された場合は、校務用端末については直ちにLANケーブルを切断し、指導用端末や生徒用端末については直ちにWi-Fiの接続を切ってください。その後すみやかに管理職員に報告し、指示に従ってください。（第44条）

ウイルスに感染した場合、影響は自分や自校だけではなく、全道立学校に及びます。決して放置せず、迅速にそして適切な対応をとりましょう！



※令和7年（2025年）3月31日付け教ICT第655号「北海道立学校等情報セキュリティポリシーの策定について（通知）」参照

生成AIの利活用について

令和6年度に発行した通信で、生成AIに関する内容を何度か取り上げましたが、新年度を迎えるにあたって、改めて生成AIを使用するにあたっての注意点をお知らせします（道立学校のみ対象）。



生成AIを利用する前に「道立学校における生成AI利活用ガイドブック」（令和7年1月発行）を参考に、保護者承諾、事前学習、オプトアウト設定など必要な手続き・操作を行い、各教科の学びの質の向上を図るために積極的に活用しましょう！

本ガイドブックのダウンロード⇒ <http://www.ictkensyu.hokkaido-c.ed.jp/ict/ai/250131aiguidebook.pdf>

また、国の指定事業である「生成AIパイロット校」の公募が4月下旬から開始されます。生成AIを利活用して校務DXの推進を図りたい、授業等における生成AIの利活用を推進したいと考えている学校は、ぜひ応募してみてくださいはいかがでしょうか。公募期間は20日間程度となっています。

ICT活用ポータルサイト



チャットボット案内が利用できます！

ICT活用に向けた校内研修プラン



ICTに関する校内研修を企画・実施する際はこちらへ！

「みんなで研修」プログラム



短時間でICT活用を学べます！

校務DX化の促進に係る関連情報ページ



ICTを活用した校務の効率化についてはこちら！

